

金融庁説明資料 (資金移動業者の資産保全規制の見直しについて)

2024年11月28日



金融庁

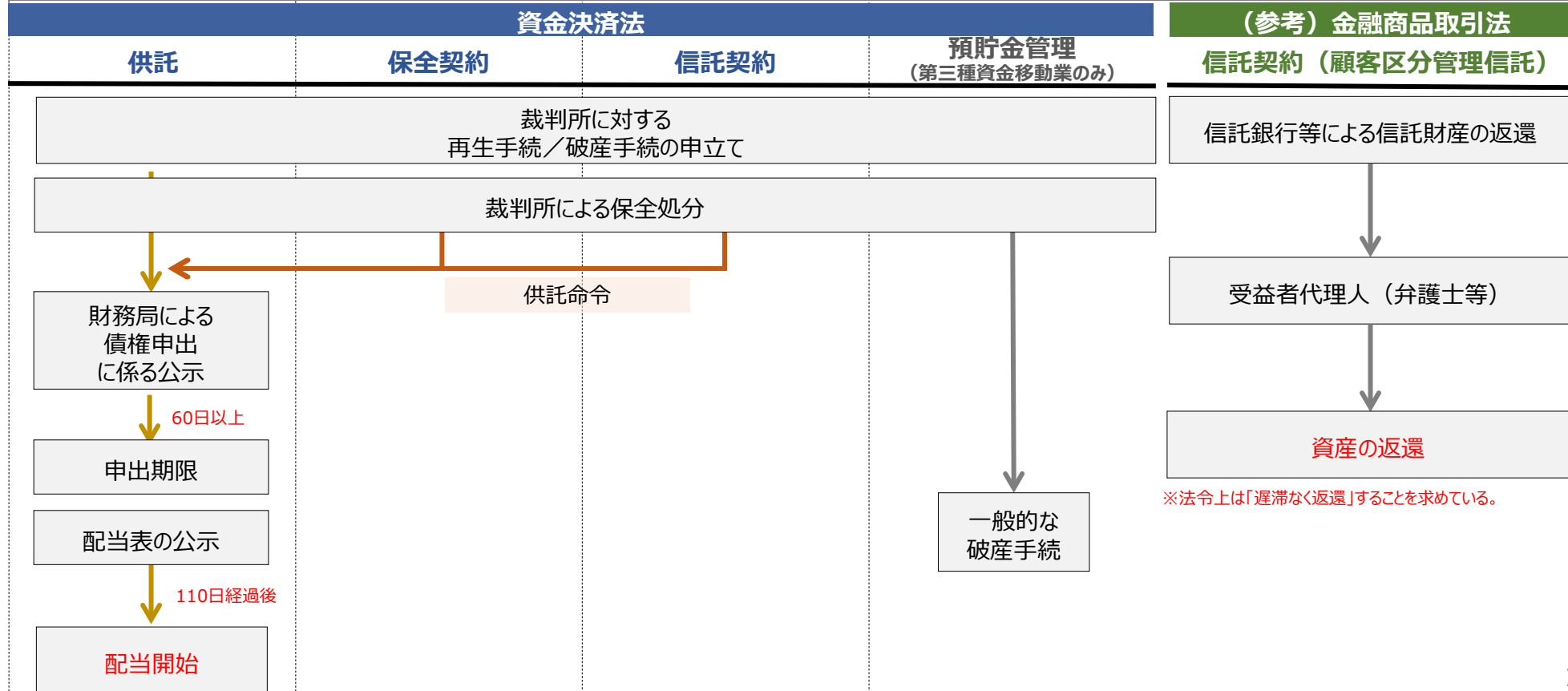
Financial Services Agency, the Japanese Government

資金移動業 現行の規制（資産保全）

- 資金決済法においては、資金移動業者に対して、利用者から受け入れた資金の全額を供託、銀行保証又は信託により保全することを求めた上で、破綻時には、保全された資金は、供託手続きを通じて国が各利用者に対して還付手続を実施することとし、利用者への資金の還付に最低約170日という期間を要する制度となっている。
 - これは、少額の利用が想定される中で、利用者に還付手続の費用を負担させることを回避しつつ、資金移動業者が破綻した場合に利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑える必要があることや、倒産隔離を図りつつ、事業者が参入しやすいように配慮するという考え方に基づいたものである。
- ※ なお、前払式支払手段について、基準日未使用残高1000万円超の場合、その2分の1の額の保全を求める点は異なるが、保全方法及び破綻時の返還方法は同様の制度である。

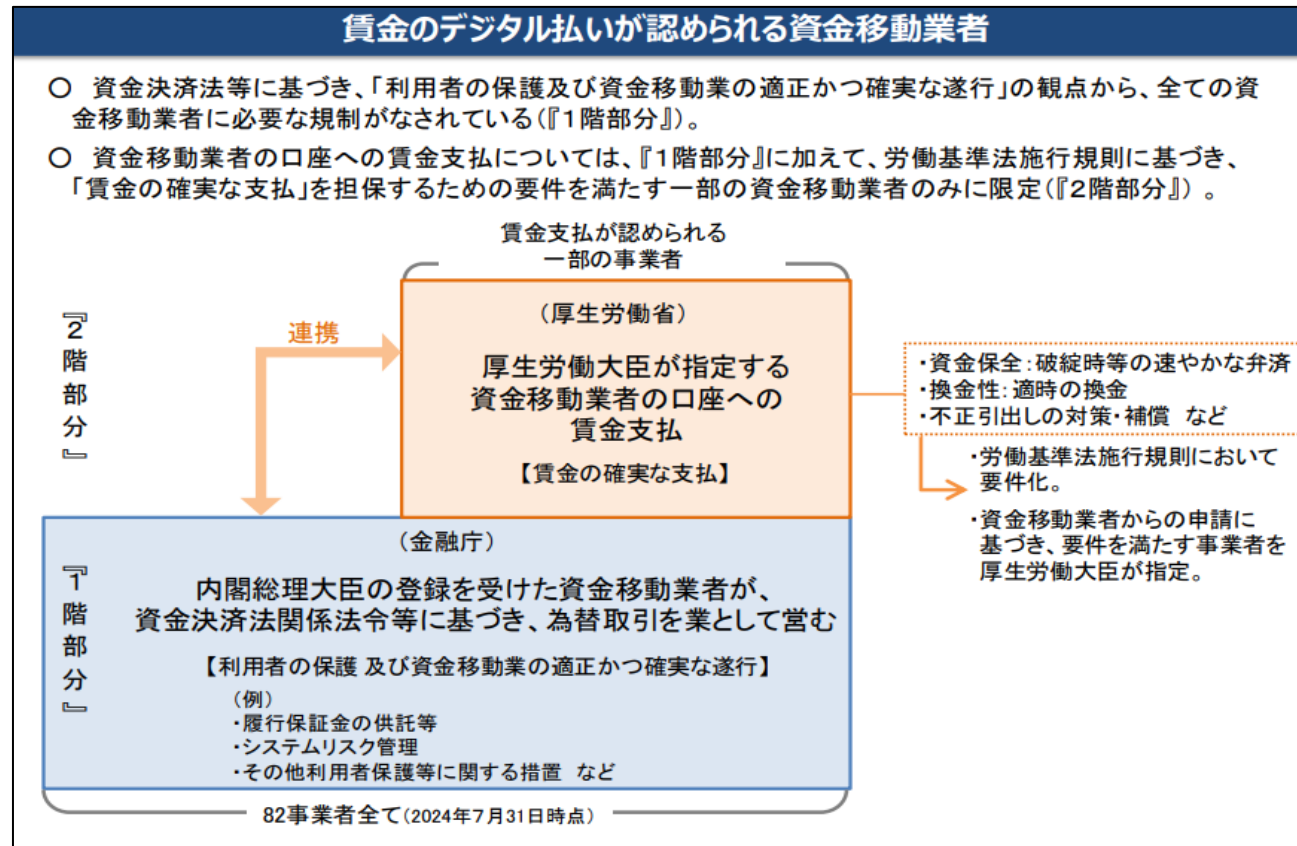
破綻時の対応

破綻時の利用者資金の返還方法



(参考) 資金移動業者の口座への賃金支払に関する議論

- 資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）については、賃金支払に関する労使の新たな選択肢として、資金移動業者の口座への支払を認めるため、2020年8月から2022年9月にかけて労働政策審議会労働条件分科会において議論された上で、労働基準法施行規則の改正が行われた（2023年4月1日施行）。
 - 資金移動業者が賃金のデジタル払いの受け入れ先となるためには、賃金の確実な支払を担保する観点から、破産等により資金移動業者の債務の履行が困難となったときに、労働者に対して負担する債務を速やかに労働者に弁済することを保証する仕組みを有していること等の要件を満たす必要がある（厚生労働大臣が指定）。
- ※ 厚生労働省「資金移動業者の口座への賃金支払に関する資金移動業者向けガイドライン」において、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われた上で、労働者が当該指定資金移動業者に弁済を請求してから6営業日以内（労働者からの請求を要さずに弁済が行われる場合には、指定資金移動業者に係る破産手続開始の申立て等が行われてから6営業日以内）の弁済を保証することを求めている。



○金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009年1月）（抄）

3. 為替取引に関する制度の柔軟化

(2) 資金移動サービス

① 資産保全

為替取引に関する制度を柔軟化し、これまで銀行の独占業務とされていた為替取引を一般事業者が行うことができる制度を設ける場合、一般事業者が行う為替取引（資金移動サービス（仮称））については、**資金移動サービス事業者が破綻した場合の利用者保護を図り、社会的・経済的影響を最小限に抑える必要があると考えられる。**

依頼人が事業者を引き渡し、受取人が資金を受け取るまでの間、事業者に滞留する資金（滞留資金）に相当する金額が全額保全され、倒産隔離が図られれば、利用者は資金が毀損されるおそれがなく、社会的・経済的影響がそれほど大きくないと考えられる。このため、滞留資金が全額保全されることが必要と考えられる。

また、事業者が破綻した場合に保全した資金を利用者に分配するためには費用が生じるため、資金移動の依頼を受けた金額の全額を利用者に引き渡すには、滞留資金額の保全だけでなく、分配費用の確保も考慮する必要があると考えられる。

（中略）

滞留資金が全額保全されることが望ましいが、その保全を完全に図ろうとする場合、滞留資金額のリアルタイムでの把握、滞留資金に相当する額として保全される資産（保全資産）の保全が図られなかった場合のセーフティ・ネットなどの仕組みが必要となるなど、事業者の負担や規制コストが過剰となることも考えられるほか、供託や信託銀行への信託ではキャッシュが必要となり、金融機関等保証では金融機関がどれだけの保証料を求めるかに左右される部分が大きく新たな事業者によるイノベーションは望めなくなるので、新たな資金保全の仕組みを検討すべきとする考え方もある。一方、倒産隔離が図られていなければ、事業者が倒産した場合の資産保全が完全に図られないため、金融機関の保証等で確実に担保すべきとする考え方もある。

このため、**滞留資金額の保全については、倒産隔離を図りつつ、事業者負担を考慮し、供託や金融機関等の保証に加え、信託銀行等への信託を認めるなど、事業者が参入しやすいよう配慮した制度を検討することがイノベーションの促進の観点から必要と考えられる。**

○金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告（2019年12月）（抄）

1. 資金移動業

(1) 利用者資金の保全方法

① 現行規制

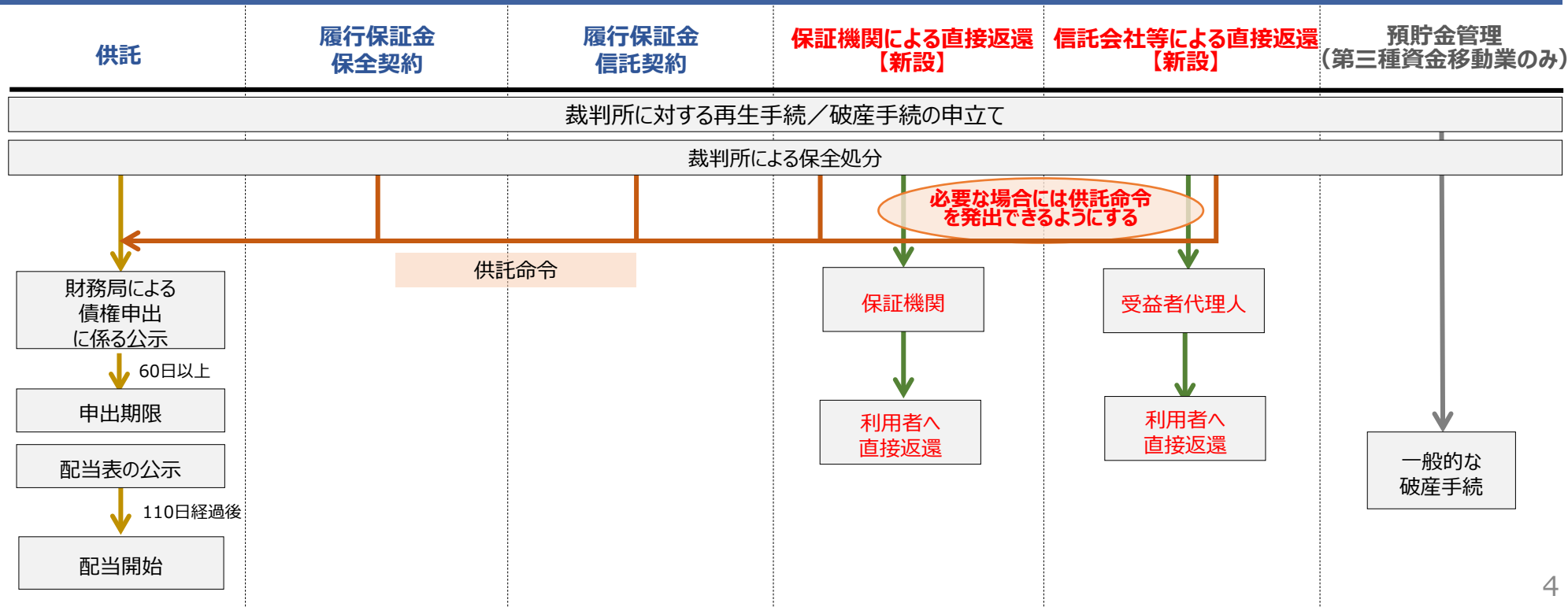
（中略）

資金移動業者による利用者資金の保全に関しては、供託金の取戻し、保全契約における保証枠の減額、信託契約による保全の開始に際して、事前承認が必要とされているなど、他の金融規制と比較しても、当局の関与が多い枠組みとなっている。

保全方法の見直しの方向性（案） 全体像

- 資金移動業は、創設後10年以上が経過する中で、これまで破綻事例はなく、日常生活で幅広く利用され、決済インフラとして定着しつつある。同時に、高額送金を含む多様な送金ニーズに対応する形で、事業者から様々なサービスが提供される中、資金移動業者の破綻時において、利用者に対して迅速かつ確実に資金を返還する必要性が高まっている。
- 更に、金融商品取引業者や貸金のデジタル払いの例の様に、利用者資金の還付手続をより迅速に進めるための実務上のノウハウの蓄積も見られる。
- 上記を踏まえ、既存の資金返還方法に加えて、信託会社等や銀行等から直接返還する方法も認めることが考えられる。なお、新しい返還方法であっても、利用者保護のために必要な場合等には供託命令を発出できるようにすることが考えられる。
- また、新しい返還方法を採用したとしても、保証機関による直接返還については、保証機関が破綻することがないよう健全性に係る基準を満たす銀行等とすること、信託会社等による直接返還については、信託財産の適切な管理のため受託者を信託会社等とし、受益者代理人を弁護士や公認会計士等とすることが考えられる。

見直し案



破綻時の対応